

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年1月30日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1. 監査の方法
朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。
2. 監査の種類
定期監査(財務監査)及び行政監査
3. 監査の対象
対象部局 防災交通課
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)
4. 監査の着眼点
 - ① 合規性
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
 - ② 正確性
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
 - ③ 経済性、効率性、有効性
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか)
5. 監査の主な実施内容
監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。
6. 監査の実施場所及び日程
監査委員事務局にて
令和8年1月5日から 令和8年1月30日まで
7. 監査の結果
監査対象の事務は、おおむね良好に執行されていたが、一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められた。必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。また、事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

(指摘事項)

〔契約事務〕
土地の賃貸借に係る契約において、契約書に収入印紙が貼付されていないかった。

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年1月30日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

記

- | | |
|---------------|---|
| 1.監査の方法 | 朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。 |
| 2.監査の種類 | 定期監査(財務監査)及び行政監査 |
| 3.監査の対象 | 対象部局 議会事務局
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度) |
| 4.監査の着眼点 | ① 合规性
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
② 正確性
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
③ 経済性、効率性、有効性
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか) |
| 5.監査の主な実施内容 | 監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。 |
| 6.監査の実施場所及び日程 | 監査委員事務局にて
令和8年1月5日から 令和8年1月30日まで |
| 7.監査の結果 | 監査対象の事務は、良好に執行されていた。事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。 |

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年1月30日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

記

- | | |
|---------------|---|
| 1.監査の方法 | 朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。 |
| 2.監査の種類 | 定期監査(財務監査)及び行政監査 |
| 3.監査の対象 | 対象部局 人事秘書課
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度) |
| 4.監査の着眼点 | ① 合规性
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
② 正確性
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
③ 経済性、効率性、有効性
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか) |
| 5.監査の主な実施内容 | 監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。 |
| 6.監査の実施場所及び日程 | 監査委員事務局にて
令和8年1月5日から 令和8年1月30日まで |
| 7.監査の結果 | 監査対象の事務は、おおむね良好に執行されていた。事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。 |

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年1月30日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1. 監査の方法
朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。
2. 監査の種類
定期監査(財務監査)及び行政監査
3. 監査の対象
対象部局 選挙管理委員会事務局
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)
4. 監査の着眼点
 - ① 合规性
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
 - ② 正確性
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
 - ③ 経済性、効率性、有効性
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか)
5. 監査の主な実施内容
監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。
6. 監査の実施場所及び日程
監査委員事務局にて
令和8年1月5日から 令和8年1月30日まで
7. 監査の結果
監査対象の事務は、おおむね良好に執行されていたが、一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められた。必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。また、事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

(指摘事項)

〔契約事務〕
掲示板作製等業務委託において、契約書に貼付されている収入印紙の金額が不足していた。